

# 9月定例会

町議会9月定例会は、9月7日から10月1日までの25日間の会期で開催され、議案の審議のほか、5人の議員が12項目にわたる一般質問を行いました。

## 〈町長提出議案〉

### ◎専決処分承認

●箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
児童扶養手当法施行令および非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成22年政令第144号）が、6月2日に公布され、8月1日から施行されたことに伴い、箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部が改正されました。

### ◎箱根町表彰条例の一部改正

町政の振興、公共の福祉増進などに功労のあった者の功績をたたえることを目的として、箱根町表彰条例に基づき行っている表彰のうち、功労表彰などの被表彰者の選考に当たり、現行条例の一部が改正されました。

### ◎箱根町火災予防条例の一部改正

町政の振興、公共の福祉増進などに功労のあった者の功績をたたえることを目的として、箱根町表彰条例に基づき行っている表彰のうち、功労表彰などの被表彰者の選考に当たり、現行条例の一部が改正されました。

### ◎箱根町火災予防条例の一部改正

町政の振興、公共の福祉増進などに功労のあった者の功績をたたえることを目的として、箱根町表彰条例に基づき行っている表彰のうち、功労表彰などの被表彰者の選考に当たり、現行条例の一部が改正されました。

施行されることに伴い、現行条例の一部が改正されました。

### ◎箱根町火災予防条例の一部改正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気設備等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令および住宅防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第26号）が、3月30日に公布されたことに伴い、現行条例の一部が改正されました。

### ◎箱根町手数料条例の一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成22年政令第193号）が9月8日に公布され、10月1日から施行されたことに伴い、現行条例の一部が改正されました。

### ◎箱根町火災予防条例の一部改正

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第86号）が、8月26日に公布され、12月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部が改正されました。

### ◎平成22年度箱根町一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出に3億2,120万円を追加し、総額は90億413万9,000円になりました。

円を追加し、総額は90億413万9,000円になりました。

### ◎平成22年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出に576万1,000円を追加し、総額は17億5,276万1,000円になりました。

### ◎平成22年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出に1,495万9,000円を追加し、総額は2億8,395万9,000円になりました。

### ◎平成22年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出に1,350万円を追加し、総額は9億3,750万円になりました。

### ◎平成21年度箱根町一般会計および11特別会計ならびに水道事業会計歳入歳出決算の認定

この決算認定は、会期中の審査として決算特別委員会に付託され、委員長報告と同様に、原案のとおり認定されました。

### ◎工事請負契約の締結

第2号公共下水道事業ポンプ場等電気設備改築工事請負契約を、(株)東芝首都圏南支社と2億475万円で締結することになりました。

この議案は住民の利便性の向上と快適な生活環境を確保するため提出されたもので、教育福祉環境常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、原案のとおり認定されました。

### ◎町道路線の認定

小嶋章司さん（宮城野）を引き続き選任することについて同意されました。

### ◎教育委員会委員の任命

小林恭一さん（平塚市）と菅井清登さん（元箱根）を引き続き任命することについて同意されました。

### ◎神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更

県の区域内の全市町村の負担金のうち共通経費における均等割の負担割合について変更が必要と認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更することについて可決されました。

### ◎選挙管理委員会委員および同補充員の選挙

指名推薦により、次の方々が当選しました。（敬称略）  
選挙管理委員会委員  
○勝亦秀一（仙石原）  
○安藤次夫（大平台）  
○メ木一壽（箱根）  
○水田昭三（湯本茶屋）  
○清野正子（宮城野）  
○大場脩一（底倉）  
○鈴木英雄（仙石原）  
○松井大吉（箱根）

町議会会議規則の規定により、次の2件が議決されました。

### ◎議員の派遣

町議会会議規則の規定により、次の2件が議決されました。

### ◎報告案件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および公営企業の資金不足比率について、それぞれ健全化判断比率報告書および資金不足比率報告書のおり報告されました。

### ◎財政の健全化判断比率など

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および公営企業の資金不足比率について、それぞれ健全化判断比率報告書および資金不足比率報告書のおり報告されました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および公営企業の資金不足比率について、それぞれ健全化判断比率報告書および資金不足比率報告書のおり報告されました。



## 連載

# 新しい『ごみの分別』できていますか？

## 分別に関するQ & A

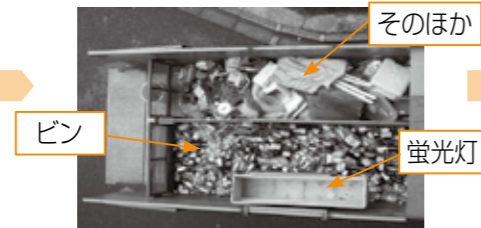
- Q 「その他紙」をビニール袋に入れて出してはいけないの？  
A 「その他紙」は紙袋ごと資源化するので、ビニール袋は使用しないでください。
- Q どんな紙でもその他紙で出して良いの？  
A 小さな菓子箱、はがきや手紙、メモ用紙など小さな紙類が対象となります。包装紙、パンフレット、コピー用紙、ノート、雑誌、書籍などは「雑紙」に分類されるので、ひもでしばって出してください。また、汚れた紙は、「燃せるごみ」に出してください。
- Q 「資源ごみ」は、雨の日にも収集しているの？  
A 「資源ごみ」のうち、布類以外は雨の日でも収集しています。布類は汚れるとリサイクルできないので、雨の日は出さないでください。
- Q 布類のリサイクルは、どんなものでも良いの？  
A ワイシャツ、ブラウス、Tシャツ、ポロシャツ、シーツ、タオル類をリサイクルしています。綿などが入った座布団やジャケット類、下着類は「燃せるごみ」に出してください。
- Q 「燃せるごみ」は指定袋を、「容器包装プラスチック」は透明または半透明袋をそれぞれ使いますが、対象品目ごとに袋に入れるのですか？  
A 「燃せるごみ」の指定袋には、生ごみ、革製品、汚れた紙などを一緒に袋に入れて大丈夫です。「容器包装プラスチック」についてもボトル類や包装類、トレー類などさまざまな種類がありますが、一緒に袋で排出できます。

## 資源ごみのゆくえ④ ～「ビン」の資源化～

①集積場所に排出されたビン



②ピンは荷台に仕切りがあるトラックで、蛍光灯やそのほかと一緒に収集（収集車上部からの写真）※カン、乾電池、スプレー缶類はほかの車で収集



③環境センターに集められたビン



（ベルトコンベアーで運搬）

④手選別作業（透明、茶、その他の色に分ける）



⑤色別に環境センターに貯留し、その後資源化業者に引き渡す



色別に、資源化業者に引き渡されたピンは、用途に合わせてさらに加工され、ビンや断熱材や路盤材などに再生されます。



再生したガラスビン



断熱材（グラスウール）



光を反射するアスファルト舗装

リサイクル例

◎次回（最終回）は、缶のリサイクルについて掲載予定です。照会先 環境課 ☎85-9565